

# 一般社団法人日本半導体製造装置協会定款

平成 24 年 4 月 1 日 制定  
平成 24 年 5 月 23 日 改定  
平成 26 年 5 月 27 日 改定  
平成 27 年 5 月 26 日 改定  
平成 28 年 5 月 19 日 改定

## 第 1 章 総 則

### 【名称】

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本半導体製造装置協会（英文名 Semiconductor Equipment Association of Japan 。略称「SEAJ」）と称する。

### 【事務所】

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。  
2 この法人は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

### 【目的】

第 3 条 この法人は、半導体製造装置及びフラットパネルディスプレイ (FPD) 製造装置及び半導体・FPD 製造装置技術を応用した装置（以下「半導体製造装置等」という。）に関する生産、流通等及び技術開発に係る調査研究、規格の立案及び標準化の推進等を行うことにより、半導体製造装置産業及び関連産業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 【事業】

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 半導体製造装置等に関する生産、流通等の調査研究  
(2) 半導体製造装置等に関する技術開発に係る調査研究  
(3) 半導体製造装置等に関する規格の立案及び標準化の推進  
(4) 半導体製造装置等に関する環境及び安全に係る諸問題の調査並びに対策の推進  
(5) 半導体製造装置等に関する普及及び啓発  
(6) 半導体製造装置等に関する内外関連機関等との交流及び協力  
(7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業は、国内及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

### 【種別】

第 5 条 この法人に次の会員を置く。  
(1) 正 会 員：半導体製造装置等の製造業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。  
(2) 賛助会員：前項に該当しないもので、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。  
2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### 【入会】

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、理事会に於いて別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。  
2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利

- を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならぬ。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

#### 【入会金及び会費】

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 【退会】

- 第8条 会員がこの法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会できる。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
  - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
  - (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
  - (4) 会費を納入せず、催促後なお会費を1年以上納入しないとき。

#### 【除名】

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。
- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 【会員資格の喪失に伴う権利及び義務】

- 第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 社員総会

#### 【種別】

第11条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

#### 【構成】

第12条 社員総会はすべての正会員をもって構成する。

#### 【権能】

- 第13条 社員総会は、次の事項及びこの法人の運営に関する重要事項を議決する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) この法人の解散
  - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### 【開催】

- 第14条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

#### 【招集】

- 第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 社員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 2 週間前までに通知しなければならない。
  - 3 前条第 2 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

#### 【議長】

- 第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

#### 【定足数】

- 第 17 条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席をもって成立する。

#### 【決議】

- 第 18 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 社員総会においては、第 15 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。
  - 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### 【書面議決等】

- 第 19 条 社員総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
  - 3 第 1 項及び第 2 項の規定により議決権を行使する社員は、第 17 条及び前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

#### 【議事録】

- 第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印する。

## 第 5 章 役員及び顧問

#### 【種類及び定数】

- 第 21 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 12 人以上 20 人以内
  - (2) 監事 2 人又は 3 人
- 2 理事のうち、1 人を会長、若干名を副会長、1 人を専務理事、若干名を常任理事とする。
  - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事、常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

#### 【選任】

- 第 22 条 理事及び監事は、社員総会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては 2 人、監事にあつては 1 人を限度として、正会員以外の者を理事

- 又は監事に選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により定める。
  - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### 【職務】

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定める所により、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定める所により、本会を代表し、業務を統轄する。
  - 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定める所により、この法人の業務を分担執行する。
  - 4 常任理事は、理事会から特に委任された事項を処理する。
  - 5 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
  - 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定める所により、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

#### 【任期】

- 第 24 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、第 21 条に定める定数に足らなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### 【解任】

- 第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。理事は社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数以上をもって解任できる。監事は社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て、解任できる。

#### 【報酬】

- 第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### 【役員の損害責任の一部免除】

- 第 27 条 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### 【顧問】

- 第 28 条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
  - 4 第 24 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

## 第 6 章 理事会

#### 【種別】

- 第 29 条 この法人に理事会を置く。

#### 【構成】

- 第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### 【権能】

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 社員総会に附議すべき事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事並びに常任理事の選定及び解職

#### 【開催】

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### 【招集】

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 1 週間前までに通知しなければならない。
- 3 前条第 1 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

#### 【議長】

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

#### 【定足数】

第 35 条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

#### 【決議】

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数をもって行う。

- 2 理事会において、決議すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。
- 3 前項の規程にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 【書面及び代理人表決の禁止】

第 37 条 理事会に出席できない理事は、書面又は代理人をもって表決権を行使することはできない。

#### 【議事録】

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が署名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

#### 【資産の構成】

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入

- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

#### 【資産の管理】

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

#### 【経費の支弁】

第 41 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

#### 【事業年度】

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 【事業計画及び収支予算】

第 43 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

#### 【事業報告及び決算】

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、同項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする

#### 【特別会計】

第 45 条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、社員総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

#### 【剰余金の処分】

第 46 条 この法人に剰余金が生じたときは、社員総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとし、その剰余金を分配しないこと及び特定の個人又は団体に分配の権利を与えないものとする。

#### 【借入金】

第 47 条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が 1 年未満のものを除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得るものとする。

## 第8章 定款の変更、解散等

### 【定款の変更】

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### 【解散】

第49条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### 【残余財産の処分】

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団及び公益財団法人等の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 【公告の方法】

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第9章 補 則

### 【委員会】

第52条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

### 【事務局】

第53条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

### 【実施細則】

第54条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

## 附則

1. この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事（会長）は、大林 秀仁とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

定款変更履歴：

平成24年4月1日制定：

平成24年5月23日(第1回定時社員総会)改訂：

第15条2項 社員総会の招集は法人法第39条に従い2週間(1週間)前までに通知と改訂。

第42条「事業計画及び収支予算」は理事会の承認後、当該事業年度の開始の日から90日(60日)以内に社員総会の議決を得ると改訂。

第43条で「事業報告及び収支決算」は監事監査後、理事会承認を得て、社員総会の議決を得る。その期間を第42条と同様に90日(60日)以内と改訂。

平成26年5月27日(第3回定時社員総会)改訂：

第21条 理事の定員を12人(15人)以上20人以内に変更。

第 42 条「事業計画及び収支予算」は会長が作成し、理事会の承認を受けるに変更。法人法に要求が無いので、社員総会での議決を削除。

第 43 条【事業報告及び(収支)決算】とし、収支を削除。法人法では損益計算書の作成が定められている。

第 43 条 事業報告及び決算に関し、法人法に沿った作成書類と承認手続きを明記。

平成 27 年 5 月 26 日(第 4 回定時社員総会)改訂:

第 21 条 2 項 副会長及び常任理事の定数を若干名に変更。

平成 28 年 5 月 19 日(第 5 回定時社員総会)改訂:

第 16 条 2 項 会長に代わり副会長が社員総会の議長を務めるを追加。

第 23 条 5 項 会長、副会長、専務理事、常任理事の職務執行状況報告を毎事業年度 4 箇月に 1 回以上と規程

第 27 条 【役員 の 損害責任の一部免除】を追加

第 28 条 1 項 顧問の定数を若干名に変更。

第 34 条 2 項 会長に代わり副会長が理事会の議長を務めるを追加。